

## 2024年4月からの保険料率と限度額適用認定証及び健康保険証の今後

### 1. 令和6年度の保険料率

#### (1) 労災保険

業種により改定がありますのでご確認ください。  
「その他の各種事業」は 3/1000 で変更ありません。

#### (2) 雇用保険

据え置きとなり、変更はありません。

#### (3) 健康保険

協会けんぽは令和6年3月分(4月納付分)から変更となります。

- ・東京支部 100.0/1000 から 99.8/1000 へ
- ・神奈川支部 100.2/1000 で変更なし

※その他の支部、健康保険組合はご確認ください。

#### (4) 介護保険

令和6年3月分(4月納付分)より 18.2/1000 から 16.0/1000 に引き下げられます。

※健康保険組合は別途確認してください。

給与計算で使う料率を当事務所 web ページに記載しています。改定月に変更しており、給与計算前にご確認いただくケースも多いようです。→



<https://www.kaito-sr.com/keisan>

### 2. 限度額適用認定証の様式変更

限度額適用認定証を提示すれば、高額療養費の申請なく限度額までの負担となりますが、マイナ保険証(マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの)を使用すれば限度額適用認定証がなくても上限額までの負担で済みます。しかし必ずしも周知が徹底しておらず、令和6年4月からは限度額適用認定証の様式にその点が記載されます。

### 3. 健康保険被保険者証(健康保険証)の今後

#### (1) 健康保険証の廃止

政府は、政令により現行の健康保険証の廃止を2024年12月2日と決定し、この日より後は、健

康保険証が新規に発行されないこととなりました。

既に発行されている健康保険証については、経過措置として1年間そのまま使用でき、その間にマイナ保険証への切り替えを期待されています。

ただ、その1年間に、転職・転居などで保険者が変わったときや、有効期間がある健康保険証の期間切れなどの場合は、マイナ保険証か次に紹介する資格確認証となります。

#### (2) 資格確認証

現行の健康保険証が使えなくなったときで、マイナンバーカードの未取得やマイナンバーカードに健康保険証として利用することを登録していないといった場合には、保険者が対象者に「資格確認証」を交付します。

この資格確認証は有効期限があり、また、政府の方針では、マイナ保険証を使用したときよりも受診料を高くすることです。

また、経過措置期間に転職してきた労働者の方が、マイナ保険証を使える設定をしていなければ、その方には資格確認証が発行されることとなります。

#### (3) マイナンバーカードとマイナ保険証

マイナンバーカードに入っている電子証明書の更新を失念した場合や、マイナンバーカードを返納した場合にも、資格確認証が発行されます。

マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されているそうです。

マイナンバーカードと健康保険証が紐づけられることにより、健康保険の資格確認を行う事業所のご担当者が、マイナンバーカードの運用についても労働者の方からの質問を受けてしまうことが懸念されます。

経過措置が始まる頃には、マイナンバーカードそのものの運用が国民に広く知られている状態であってほしいものです。